

STOP! 転倒災害プロジェクト

※県内では、労働災害の4件に1件は転倒災害です！

宮崎労働局 転倒 検索

安全

▶ 転倒ただで労働災害につながるという**大きさ**におもわれるかもしれませんが、

転倒災害の特徴(全国)

転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約13万件のうち、転倒災害は約3万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

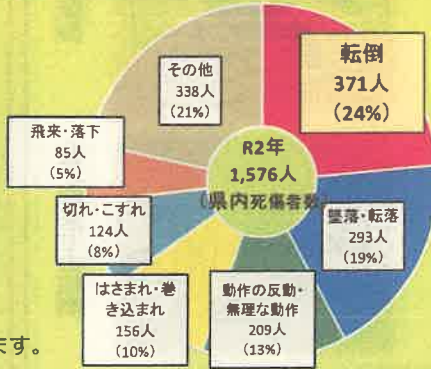
特に高齢者で多く発生！

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

休業1か月以上が約6割！

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

最も多い転倒災害



危険箇所の「見える化」の事例

転倒危険！



両手で荷物を
持った移動は
転倒危険！

梱包用のバンドに
ひっかけて
転んだ!!

階段を踏み外した!!

電源コードに
ひっかけて
転んだ!!

雨の日に
滑って
転んだ!!

床が水で
濡れていて
滑った!!

▶ 職場でこんなことはありませんか？
▶ 仕事中なら、これらは全て労働災害です！

▶ 転倒災害には**3つ**の典型的なパターンがあります。

滑り 踏み外し つまずき

「耐滑性」をご存知ですか？

JIS が規定する安全靴や公益社団法人日本保安用品協会が認証するプロテクティブスニーカーには、滑りにくさの指標となる耐滑性の有無が表示されています。耐滑性のある靴は**動摩擦**性能に優れていますので、水濡れや油による滑り防止に有効です。ただし雪や氷、粉による滑りには適用していませんので注意が必要です。

耐滑性の表示例



スーパーマーケット店舗内の 滑りやすさマップ

滑りによる転倒災害を防止しましょう！

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 検索

転倒リスクを下げる靴を選びましょう



靴底の設置面積が大きくなり安定する 靴底の設置面積が小さく不安定



安定した歩行ができる

トゥダウンが発生する



ある程度のトゥスプリングの高さは必要である

静摩擦が不十分で
滑り発生！

動摩擦が高いと
転倒回避！



静摩擦：止まっている状態から滑り出す時の摩擦

動摩擦：滑り出してから止まるための摩擦



動摩擦が不十分で転倒

STOP! 転倒災害プロジェクト

▶ 全国では、約4分の労働時間に1回の頻度で、転倒災害（休業4日以上）が発生している計算になります。

毎年、県内でこのような転倒災害が約370件発生しています

ぬれた床面での転倒



滑り

階段での転倒



踏み外し

足元不注意での転倒



つまずき

暗い場所での転倒



暗がり

チェックリストの有効活用をお願いします！

転倒災害防止のためのチェックリスト

職場の状況をチェックしてみましょう！

チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業に適したものを選び、定期的な点検をしていますか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促すステッカー（標識）をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

お知らせ

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。

実施できていない	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる労働環境を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、応じられない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの「場の切り替わり」、飲食の場など「感染リスクが高まる「5つの場面」」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、吸エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

進めましょう！ 転倒予防体操

(5つの動作の繰り返しで構成)

①つま先かかと立ち (4回×2セット)
[つま先を上げる前脛骨筋の強化]



②フォワードラジ (右足踏み出し2回→左足踏み出し2回×2セット)
[バランス能力、上肢・下肢敏捷性、下肢筋力、股関節可動域の向上]



③つま先タッチ (右足タッチ2回→左足タッチ2回)×8セット
[バランス能力、敏捷性、筋力、股関節可動域の向上]



④サイドランジ (右足踏み出し2回→左足踏み出し2回×2セット)
[バランス能力、上肢・下肢敏捷性、下肢筋力、股関節可動域の向上]



⑤片足スクワット (右足2回→左足2回×2セット)
[バランス能力、筋力、足関節・股関節可動域の向上]



6月/冬季は重点取組期間です

STOP! 転倒災害プロジェクト

あせらない
急ぐ時ほど
落ち着いて

【問い合わせ先】

- 宮崎労働局 0985-38-8835
- 宮崎労働基準監督署 0985-44-2914
- 延岡労働基準監督署 0982-34-3331
- 都城労働基準監督署 0986-23-0192
- 日南労働基準監督署 0987-23-5277

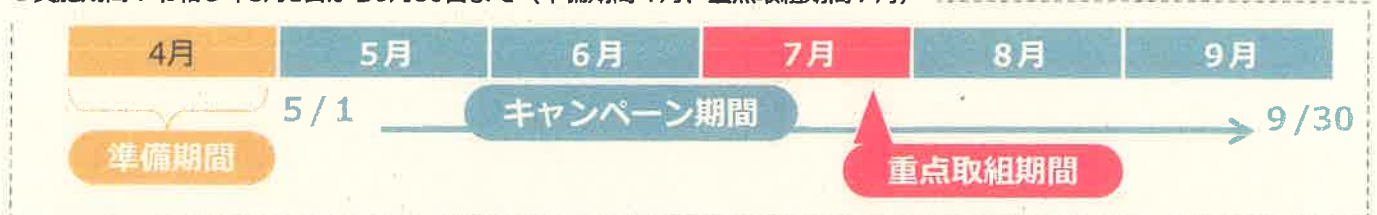
STOP！熱中症

2021年5月～9月

クールワークキャンペーン

社内教育に、ポータルサイトを活用しましょう

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



熱中症は、気温が上がり始める5月下旬から発生しています
湿度が高くなる6月下旬に増加します
7月に暑さが増すと、救急搬送が急増します

2021年5月 ポータルサイトを充実させました

スマートフォン対応

- 社内の熱中症予防担当者向け、E-learning教材
- 昨年の講習会の動画を掲載
- 2021年3月のJIS Z 8504改正に対応して通達を更新



QRコード

＜安全衛生機関や関係企業のみなさま＞

ホームページに、ぜひリンクを掲載ください。

＜熱中症に取り組む企業のみなさま＞

イントラネットにリンクを掲載し、社内教育に活用ください。

ポータルサイトはこちら <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

バナーは、こちらから切り取って活用ください ページ下部

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/index.html



令和3年度 全国安全週間

本週間 7月1日～7月7日
準備期間 6月1日～6月30日

安全衛生関係の報告様式のお知らせ
以下6つの報告様式は、インターネット上で作成できます。入力項目の説明を確認しながら入力ができる他、入力データを保存すると次回報告時に再利用できます。

- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 総括安全衛生管理者・安全管理者衛生管理者・産業医選任報告
- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康管理実施状況報告

安全衛生 入力支援

安全週間スローガン 「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 (計画期間：平成30年～令和4年)

- ① 年間死亡者数 目標
平成29年(17人)と比較して
30%(6人)以上減少 **年間 11人以下**
- ② 年間死傷者数 目標
平成29年(1,298人)と比較して
5%(65人)以上減少 **年間 1,233人以下**

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えます。

宮崎県内における労働災害の発生状況を見ると、令和2年の死亡者数は前年比1人増の**13人**、休業4日以上死傷者数に至っては前年比94人増の**1,576人**で、大幅に増加しました。**年間の死傷者数(休業4日以上)が1,500人を超えるのは平成19年以来13年ぶり**であり、大変憂慮すべき事態となっています。

この主な要因としては、①業種を問わず「**転倒**」による災害が多発していること、②**60歳以上の方の労働災害が多発**していること、③業務に起因する**新型コロナウイルス感染症の増加**が挙げられます。

このような状況においては、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことが必要となります。

これにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指すことを決意して、令和3年度全国安全週間は「**持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場**」をスローガンに、6月1日から6月30日までの準備期間、7月1日から7月7日までの本週間として実施されます。

新型コロナウイルス感染症 拡大防止のお願い

新型コロナウイルス感染症は、一般的に飛沫感染、接触感染で感染します。発熱、呼吸器症状、味覚障害や強いだるさの症状があり、昨今では、従来よりも感染しやすい・重症化しやすい可能性のある変異株が世界各地で報告されています。

新型コロナウイルス感染症の大規模な拡大防止に向け、職場において事業者、労働者が一体となって対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

キャンペーン期間:5月1日～9月30日
準備期間:4月 / 重点取組期間:7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

- 1 日々のWBGT値(暑さ指数)把握!
- 2 当日朝に作業員の体調確認!
- 3 1週間の熱順化(慣らし)期間を!
- 4 水分・塩分の定期的な補給!
- 5 一人作業を避け、こまめな休憩を!
- 6 空調服・クールベスト等の涼しい服装で!

安全教育用の
動画&クイズ
公開中!



転倒災害防止の取り組みを!

県内では転倒災害が最も多く発生しており、令和2年は371件で全体の**24%**を占めています。転倒災害の主な原因は、滑り、つまづき、踏み外しです。

チェックリストを活用した総点検を行い、職場改善や見える化に取り組まましょう。

※6月は「STOP! 転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です。

STOP! 転倒



エイジフレンドリー職場を目指そう!

高齢労働者(60歳以上)に関する令和2年の県内の労働災害は530件で、全体の**34%**と割合を大きく占めています。高齢労働者の労働災害の発生には、加齢に伴う身体・精神機能の低下が影響を与えているため、これによる労働災害発生リスク低減に視点を置き、対策を進めていくことがポイントとなります。

高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境の実現に向け、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、健康診断、体力チェックの実施等の取り組みを行いましょう。

エイジフレンドリーガイドライン



◆ 安全週間及び準備期間中に実施する事項 ◆

- 1 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- 2 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付等による家族の協力の呼びかけ
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- 6 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

3つの密となる事項は延期、中止などの対応により、**新型コロナウイルス感染症に十分留意して取り組みましょう!**



◆ 継続的に実施する事項 ◆

- 1 安全衛生活動の推進
 - ・安全衛生管理体制の確立
 - ・安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ・自主的な安全衛生活動の促進
 - ・リスクアセスメントの実施
 - ・安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - ・外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- 2 業種の特性に応じた災害防止対策
 - ・第三次産業、陸上貨物運送業、建設業、製造業、林業における労働災害防止対策
- 3 業種横断的な労働災害防止対策
 - ・高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
 - ・転倒災害防止対策(STOP! 転倒災害プロジェクト)
 - ・交通労働災害防止対策
 - ・熱中症予防対策(STOP! 熱中症クールワークキャンペーン)



主唱
協賛

宮崎労働局 宮崎労働基準監督署 延岡労働基準監督署 都城労働基準監督署 日南労働基準監督署
(公社)宮崎労働基準協会 建設業労働災害防止協会宮崎県支部 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
(独)労働者健康安全機構 宮崎産業保健総合支援センター

宮崎県産業安全衛生大会

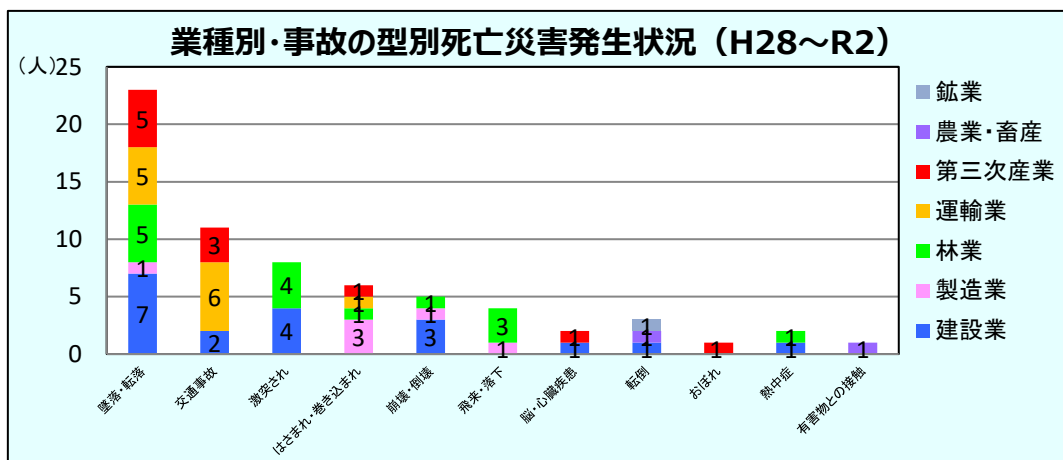
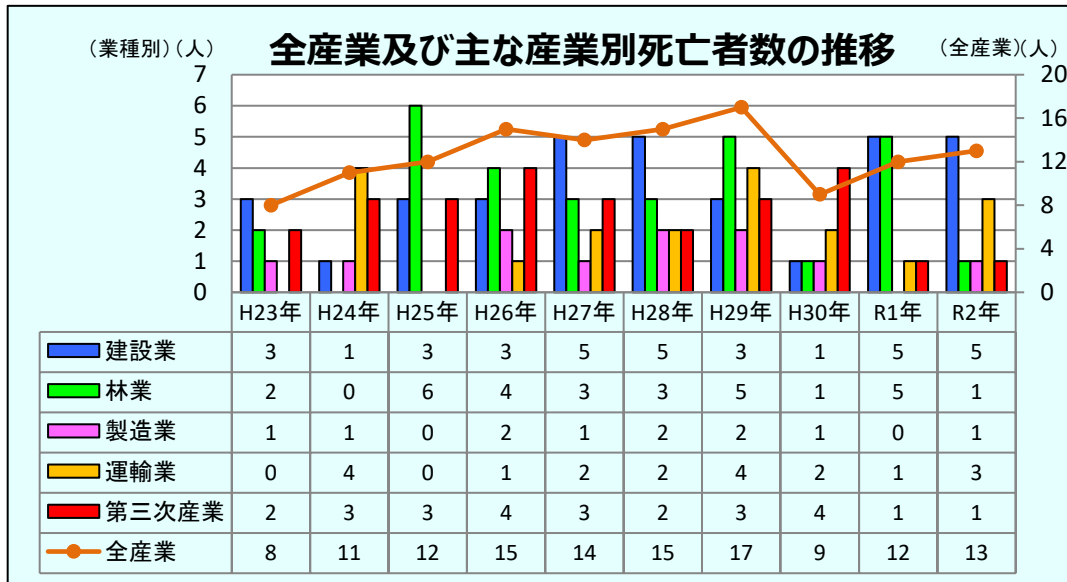
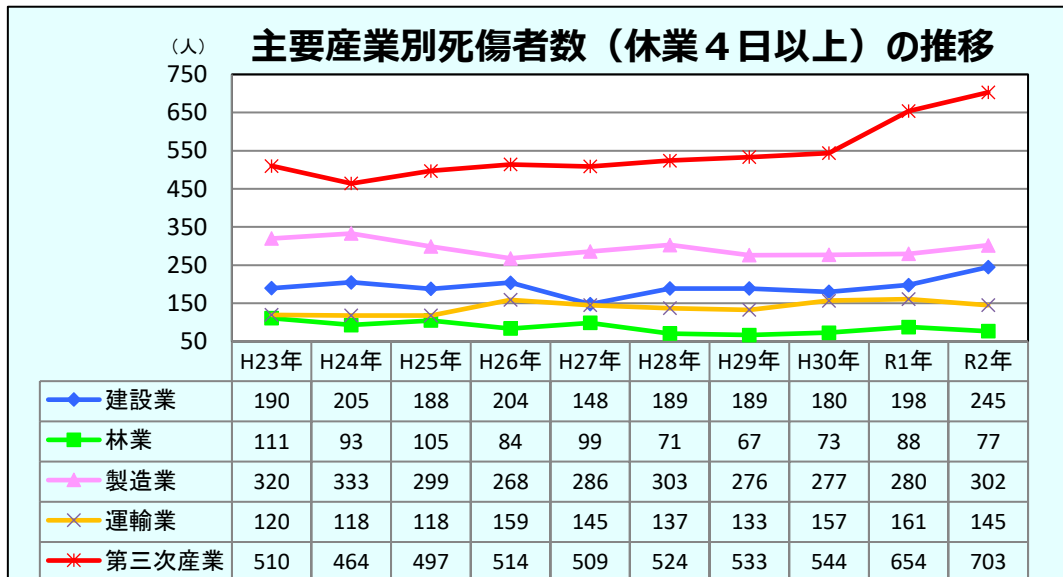
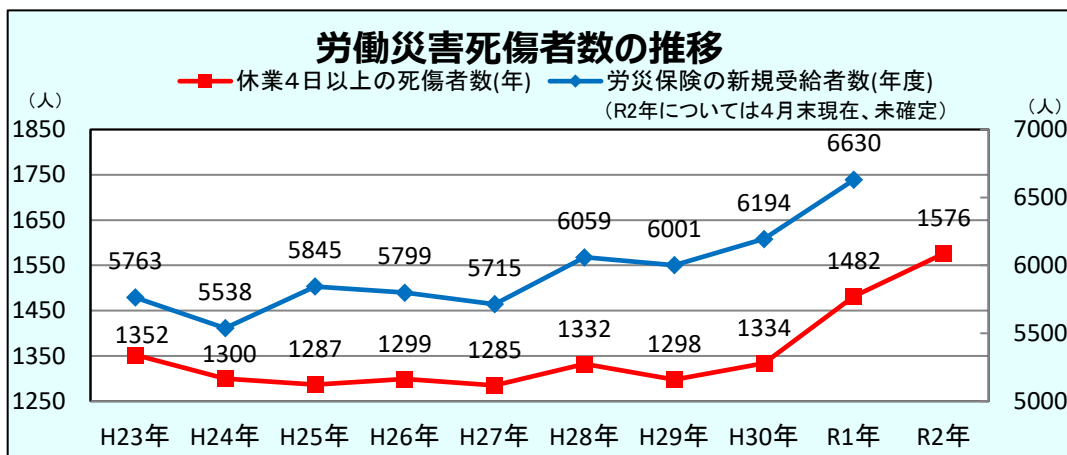
とき 令和3年11月11日(木)13時30分～
ところ 宮崎市佐土原総合文化センター

全国産業安全衛生大会

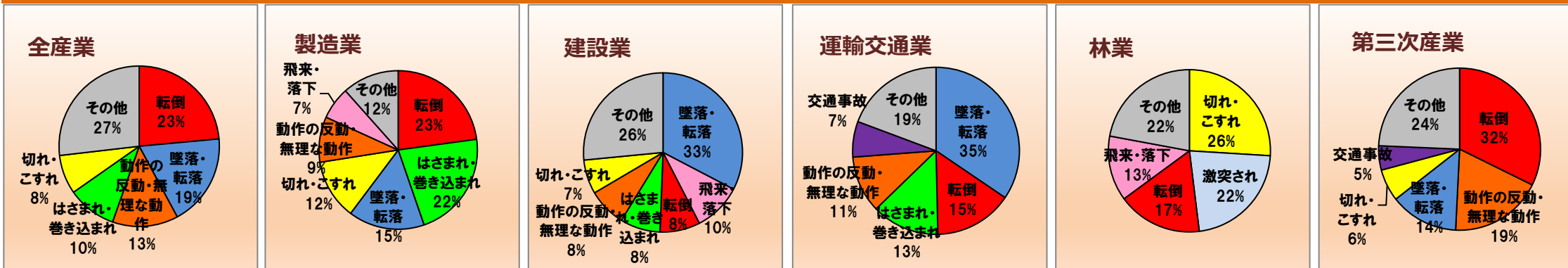
とき 令和3年10月27日(水)～29日(金)
ところ 東京都千代田区(東京国際フォーラム)

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

宮崎県内における労働災害の現状



令和2年 業種別・事故の型別 労働災害発生状況（休業4日以上・県内）



安心して働きたい!

令和3年度
申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
労災保険・雇用保険
6/1(火)～7/12(月)

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ | 年度更新 お知らせ | 検索

この時代、電子申請は、新しい働き方のひとつです。

これから働くための、デジタル新戦略。
労働保険 電子申請

急な雨でも、従業員を守る。

転ばぬ先の傘。
労働保険

正社員、パート、アルバイト、雇用形態に関わらず、ひとりでも働いている場合、事業主は労働保険の申請を行う義務があります。忘れずに労働保険の手続きを。

令和2年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	災害発生状況
1	土木工事業	40代	転圧機（重量70kg）を法面下に降ろすため、ドラグショベル（ロングアームのアタッチメントを装着）のバケットとアームの間にワイヤーを掛けて転圧機を吊り上げ、移動していたところ、ドラグショベルが転倒した。その結果、転圧機の荷下ろし作業のため、法面で待機していた被災者にドラグショベルのバケットが激突した。
2	道路貨物運送業	50代	被災者は足場材を積載させたトラックを配送先の会社敷地内に停車させた後、配送先の労働者と足場材の荷下ろし作業を行っていたところ、配送先の労働者が運転するフォークリフトのフォークとトラックに挟まれた。
3	建築工事業	50代	建築現場において、基礎部分のコンクリート打設作業を行っていたところ、生コン打設用に使用していたコンクリートポンプ車の第2ブームが折損し、打設場所の均し作業を行っていた被災者にブームが激突した。
4	建築工事業	70代	被災者は牛舎建築現場において、合掌組みを行っていた。横桁にかけ渡した足場板上で隣の横桁間にかけ渡す足場板を移動させていたところ、足を踏み外し、約3.3メートル墜落した。
5	道路貨物運送業	60代	倉庫の出荷口に停車したバルク車（飼料運搬車）の運転席で右耳から血を流し、横たわった被災者を同僚が発見した。倉庫内で4段積まれたフレコンバックの最上部（高さ約3.3m）に登る最中、又は最上部で作業中に被災者は転落し、倉庫床面で頭部を強打したものと推定する。
6	道路貨物運送業	60代	志布志港でコンテナ積みトラックに荷物を積んだ被災者が会社へ戻るため都城志布志道路（自動車専用道路）を走行中、中央分離帯を越えて反対車線（被災者側車線）にはみ出てきたトラックと正面衝突した。
7	林業	50代	杉・ヒノキの皆伐作業現場において、伐採作業を行っていた被災者のチェーンソーの音が聞こえなかったため、同僚が行ってみると、倒れている被災者を見つけた。杉を伐倒した際、既に倒れた伐倒木に接触し、その反動で伐倒木の元口が跳ね上がり、被災者に激突したものと推定する。
8	木材・木製品製造業	20代	のこ屑を溜めるサイロに入り、のこ屑の払い出し作業をしていた被災者がサイロ内の下部で稼働しているスクリーコンベアに右腕を巻き込まれた状態で同僚に発見された。
9	建築工事業	60代	農業用ビニールハウスの補強工事で、屋外で金物加工、コーキング及び補強取付作業を行っていた被災者が熱中症に罹患した。被災者は8時から作業を開始し、14時40分頃に重症化した状態で発見され、同日死亡した。当日の天気は晴れて、県内は猛暑日であった。
10	その他の商業	30代	被災者は専用の農業機械で飼料用の稲を収穫・ラッピングしていた。作業終了時刻後、農業機械のチャンパー部に挟まれている被災者を同僚が発見した。
11	土木工事業	20代	台風災害に対応するため、会社事務所に被災者と同僚1名が待機していたところ、山の斜面が崩壊し、土砂で会社事務所が川に流された。川床の土砂の中から被災者は発見されたものの、同僚は行方不明である。
12	畜産業	30代	被災者は乳牛を運搬車の荷台から降ろす作業を行っていた。運搬車の後部で乳牛が立ち止まったため、傾斜25度のスロープ上で被災者は手綱を引っ張っていたところ、乳牛が急に前進し、その反動で被災者はバランスを崩し、転倒した。転倒した際、被災者は地面で後頭部を強打した。
13	土石採取業	70代	被災者はフォークリフトを運転し、コンクリートブロック（高さ約1m×幅約1m×奥行き約1m、重量約2t）を運搬していた。勾配約10度の斜面をバックしていたところ、フォークリフトが法面に乗り上げ、横転し、被災者は運転席から投げ出された。

リスクアセスメントをはじめましょう!

災害がほとんど発生していない事業場であっても、「労働災害の危険性のない職場である」とは必ずしもかぎりません。これからは、この危険性を事前に摘み取ることを重点的に行う必要があります。

1 リスクアセスメントとは、職場における労働災害の発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、危険性及び有害性の要因ごとにリスクの大きさを評価し、リスクの評価の高いものから災害・危険防止対策の優先順位を決めて実施していくことができるようにするための手法です。

リスクアセスメントの実施は、労働安全衛生法により平成18年4月1日以降、事業者の努力義務とされています。

2 リスクアセスメントの効果

(1) 労働災害を未然に防止する対策を講じることができる。

(2) リスクの洗い出しとそのリスク評価を系統的に行うことにより、

①職場のリスクが明確になります。

②職場のリスクに対する認識が管理者を含め職場全体で共有できます。

③予防措置の内容とその優先順位の決定に活用できます。

(3) リスクの評価・管理のノウハウが継承できます。

(4) 経営資源の有効活用と災害防止対策の継続的向上に寄与します。

次のステップに従ってリスクアセスメントを進めましょう



ステップ1 危険要因の洗い出し

■危険要因の洗い出しは、リスクアセスメントの出発点です。

- ヒヤリハット、安全パトロール、災害事例、KY活動報告などの情報からも広く洗い出し整理します。まずは災害事例などから学ぶことです。
「(危険要因が) ~するとき、~したので、~ (事故の型) になる」と表現。

ステップ2 リスクの見積り

■どんな作業でどんな災害を受けるのか、リスクを見積りましょう。

※リスクの見積りについては、数値化による方法、数値化によらない方法など、各種の方法がありますが、ここでは数値化によらないリスクの見積り例を示します。

- 「災害の可能性」と「災害の重大性」の2要素でランクづけします。
- 2つの要素は、次の数量化しない方法によって見積りします。
 - (1) 災害の発生の可能性からみて、○、△、×で表します。
 - (2) 災害の重大性からみて、○、△、×で表します。
 - (3) 災害の可能性が「△たまに起こる」、重大性が「△重大」、リスクの見積りは「△△」です。

※「○、△、×」の程度は実態に応じて決めておきます。例えば、災害の可能性は、「10年に1回程度」、「年に1回程度」、「3ヶ月に1回程度」など。また、災害の重大性は、「不休災害」、「休業災害」、「死亡・重傷」など。

災害の可能性 \ 災害の重大性		災害の重大性		
		○ 軽微	△ 重大	× 極めて重大
災害の可能性	○ 殆んど起こらない	○○	○△	○×
	△ たまに起こる	△○	△△	△×
	× かなり起こる	×○	×△	××

ステップ3 リスクの評価

■リスクレベルを評価し、それが許容可能なリスクかどうかを判定しましょう。

- 誰が行うか ☞ 事業者や現場管理者が中心になって
- リスクレベルを評価し、リスクへの対応を決定します。

「リスクの見積り、リスクレベル」

リスクの見積り	リスクレベル
××	5
×△、△×	4
○×、×○、△△	3
○△、△○	2
○○	1



- リスクレベルとリスクへの対応は、次のように考えることができます。

「リスクレベル、リスクへの対応」

リスクレベル	(リスク評価)	リスクへの対応
5	非常に危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を直ちに行う
4	かなり危険	機械や設備の改善、作業方法の変更を速やかに行う
3	危険	機械や設備の改善を計画的に行う
2	やや危険	当面は改善の必要はないが、リスクの管理を継続して行う
1	許容可能	安全教育のみで、特段の措置は必要ない

ステップ4 リスク低減対策の検討と実施

■リスク評価に従い、リスク低減対策を検討し、実施しましょう。

法令の遵守

(当然のことながら)法律で定められた事項を遵守すること。

1. 設計や計画での対策

危険な作業の廃止や変更、危険性・有害性の低い材料への切替、より安全な工法への変更など

2. 工学的な対策

ガード、インターロック、安全装置、局所排気装置などの設置

3. 管理的な対策

マニュアルの整備、立ち入り禁止措置、ばく露管理、教育訓練など

4. 個人用保護具の使用

上記1~3を講じても低減できなかったリスクに対してのみ実施

高い
リスク低減措置の優先順位
低い

ステップ5 内容の記録

■ステップ1から4の内容を記録し、保存して下さい。

